

○雲南市市報うんなん広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、雲南市市報うんなん広告掲載要綱第5条の規定による広告掲載の可否を審査する際における判断基準とする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市報うんなんに掲載する広告は、市の広報媒体の性格上、その品位、公共性・公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものであり、かつ、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい品位と公共性・公益性及び信用性と信頼性を持ったものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 消費者金融
 - (4) たばこ
 - (5) ギャンブルにかかるもの
 - (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (8) 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等
 - (9) 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校（ただし、国等の公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く）
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（昭和37年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
 - (11) 各種法令に違反しているもの
 - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、市報うんなんに掲載しない。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
 - イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触するおそれのあるもの

- ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのあるもの
- エ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の表示規制に抵触する恐れのあるもの
- オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの
- カ その他法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ その他政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
 - ア 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ウ その他宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての意見広告又は係争中の声明広告
 - ア 国内世論が大きく分かれているもの
 - イ その他社会問題についての意見広告又は係争中の声明広告
- (6) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (7) 求人広告及びこれに類するものについて、労働基準法（昭和22年法律第29号）等関係法令を遵守していないもの
- (8) 社会的又は市民生活的な観点から適切でないもの
 - ア 人権侵害、名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れがあるものや、他を誹謗、中傷又は排斥するものや、差別を助長するもの
 - イ 男女間における暴力的行為やセクシャル・ハラスメントを助長したり、連想させるような広告（雲南市男女共同参画推進条例第8条に該当する広告）
 - ウ 青少年保護や健全育成の観点から適切でないもの
 - (ア) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。
ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - (ウ) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - (エ) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - (オ) ギャンブル等を肯定するもの

- (カ) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- エ その他社会的又は市民生活的な観点から適切でないもの
- (9) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア 法律で禁止されている業種・商法・商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - イ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
 - ウ 誇大な表現（誇大広告）や根拠のない表示や誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（広告掲載には根拠となる資料を要す。）
 - エ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - オ 虚偽の内容を表示するもの
 - カ 過度の宣伝になるもの
 - キ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関するもの
 - ク 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりするもの
 - ケ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業の広告
 - コ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - サ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの
 - シ 過去5年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、行政指導を受けた悪質な企業の広告
 - ス 責任の所在が明確でないもの
 - セ その他消費者保護の観点から適切でないもの
- (10) 雲南市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の広報紙に掲載する広告として適当でないと認めるもの
 - ア 雲南市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - イ 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
 - ウ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの
 - エ 明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - オ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告

- カ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
- キ 市報うんなんの一部であると混同するおそれのあるもの
- ク その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し、雲南市広報紙広告審査会（以下、「審査会」という。）が適当でないとは判断したもの

（個別の基準）

第5条 広告表示内容に関する個別の基準については、次の表に掲げるとおりとする。

広告表示内容	個別基準
1 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：一か月で確実にマスターできる 等
2 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
3 外国大学の日本校	当該大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。
4 資格講座	<p>(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。当該資格が国家資格でない旨を明確に表示すること。</p> <p>(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤解される表示はしない。</p>
5 病院、診療所、助産所	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を</p>

	<p>行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) 写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。</p> <p>(6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。</p> <p>(7) 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。</p>
6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認を行う。</p> <p>(4) 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。</p>
7 薬局、薬店	都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。
8 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	<p>(1) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第14号）第66条から68条の規定を遵守し、掲載する。次のような表示は掲載できない。</p> <p>ア 最大級及びそれに類する表示</p> <p>イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）</p> <p>(2) 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。</p>
9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	<p>(1) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は記載できない。</p> <p>医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示例：1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に</p>

	<p>関する表示) 生活習慣病の予防に。(効果効能の表示) 疲れ目を治します。(特定部位への効果の表示) 「延命の素〇〇」「漢方秘伝〇〇」(医薬品と紛らわしい表示)</p> <p>(2) 都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。</p>
10 老人保健施設	<p>老人保健施設は、介護保険法(平成9年法律第123号)第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。</p>
11 その他介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>(1) サービス全般(老人保健施設を除く)</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例：雲南市事業受託事業者 等</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第15条を遵守していること。</p>
12 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。</p>

	<p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等</p>
1 3 弁護士・税理士・公認会計士等	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。</p> <p>ア 顧問先、又は依頼者名</p> <p>イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの 例：たちどころに解決します。</p>
1 4 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等</p>
1 5 通信販売業	<p>返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
1 6 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 社会秩序を乱すような内容を掲載したものでないこと。</p> <p>(2) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p> <p>(3) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(4) 虚偽、または表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を記載したものでないこと。</p> <p>(5) 有害図書に指定されていないこと。</p> <p>(6) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(7) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(8) プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を記載したものでないこと。</p> <p>(9) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人身権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p>

	<p>(10) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(11) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(12) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は表示しない。</p>
17 映画・興行等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
18 占い・運勢判断	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 実績や被鑑定者の表示はしない。</p> <p>(3) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。</p> <p>(4) 料金や販売価格について明示する。</p>
19 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
20 調査会社・探偵事務所等	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
21 労働組合等一定の社会的立場と主張を持つ	<p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して</p>

った組織	言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
2 2 募金等	<p>(1) 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限る。</p> <p>(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>(3) 下記の趣旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
2 3 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例：〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～出雲 15,000 円等</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>
2 4 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示すること。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
2 5 ダイヤルサービス	各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 6 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の広告内容	本基準第3条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることができる。
2 7 人材募集	<p>(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いがあるものは認めない。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>
2 8 その他表示について注意を要するものの表示について	<p>(1) 割引価格の表示 価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等</p> <p>(2) 比較広告</p>

	<p>比較広告は掲載しない。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合があるときは、その旨を明示すること。 例：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります。」等</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないこと。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認を要する。) 例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)等</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿等</p>
--	---

(教育関連広告の留意事項)

第6条 教育関連事業は、人に教育を行い、技術・技能を修得させることを目的とするものであり、審査にあつては、その事業主に対する社会的信頼や講義内容の充実度などに留意して審査しなければならない。

2 前三条に掲げるもののほか、教育関連広告は、次の各号に掲げる事項に留意して審査を行わなければならない。

(1) 教育関連事業の広告は、その広告主の名称(法人名、代表者名又はその名称が通常一般の人に理解できるもの)及び所在地で使用する文字、数字は、8ポイント以上の活字(「割賦販売法施行規則」(昭和36年1

1月14日通商産業省令第95号)に準拠)を使用すること。

(2) 教育関連事業の生徒、受講生の募集は、教育、技術、技能等の修得が本来の目的であり、あくまでも第一義的なものであることから、広告文面についても本来の目的を主体とした表現とし、誇大、不当表示に当たる「最高」「最大」「一番」「完全」「完べき」「首位」「絶対」「永久」「永遠」「万能」「群を抜く」「トップ」「チャンピオン」「ベスト」「百パーセント」等の表現又は表示を行ってはならないこと。

(3) 教育スタッフ、学校設備、進学率、就職率、国家資格の合格率などの最高、最大級の表現又は表示については、事実の裏付け及び客観的な根拠に基づいたものでなければならない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、市報うんなんに掲載する広告の基準は、必要に応じ審査会が基準を設ける。

附 則

この基準は、平成18年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。